

小笠山総合運動公園指定管理者募集に係る質問・回答

回答日：令和7年9月17日

No.	対象書類	頁	項目	質問	回答
1	募集要項	—	全般	法令変更、著しい物価変動（人件費・物品費・水光熱費）が発生した場合の費用負担は県に負担いただける認識でよいか	原則、次期指定管理者の負担となります。 ただし、過去には新型コロナウイルス等の社会情勢を鑑みて、協定上の金額の変更を行った事例もあるため、事案によっては変更の協定を行う可能性もあります。
2	募集要項	12	(13) 陸上競技場公認検定等に必要工事のための施設使用制限	人工芝グラウンドの検定状況について教えてください。（検定の種類、いつ更新をしたか、次の更新時期はいつか）	・検定の種類：公益財団法人日本サッカー協会「JFAロングパイル人工芝ピッチ公認」 ・公認期間：2025年4月14日から2026年4月13日 公益財団法人日本サッカー協会より、現制度（JFAロングパイル人工芝ピッチ公認）の終了が発表されているため、今回の更新はありません（2026年3月末の受付をもって終了）。
3	募集要項	13	(17) 大規模大会への対応について	アジア競技大会（令和8年度）、日本スポーツマスターズ（令和9年）、国民スポーツ大会（令和10年）の施設利用期間（準備・本番・撤収を含む）を想定で構いませんので教えてください。 また、これらの大会における有料公園施設の利用料金は支払われるとの認識でよいでしょうか。	<施設利用期間> 現在、主催者から報告のある施設利用期間については、次のとおりです。ただし、各イベントとも主催者から確定した日時は示されていないため、あくまで想定スケジュールである点に御留意ください。 ①アジア競技大会（令和8年6月から8年10月、詳細未定） ②日本スポーツマスターズ（令和9年9月中旬～9月下旬、約5日間） ③東海ブロック（令和10年7月下旬～8月下旬、詳細未定） <利用料金収入について> 有料公園施設の利用料金については、アジア競技大会については、現在、支払を前提として協議を行っています。 日本スポーツマスターズ及び、全国高等学校総合体育大会については、日程の仮押さえ段階ですので、具体的な料金徴収の対応については未検討の状態です。
4	募集要項（資料編）	31	6 利用料金収入と管理運営費	収入における有料公園施設利用料金、行為の許可、その他収入の内訳、明細を開示してください。 行為の許可およびその他収入についてはどのような科目が計上されているのでしょうか。	・有料公園施設利用料金の内訳については、募集要項の資料編P31に記載のとおりです。 ・その他収入の内訳については、指定管理者に対して報告を求めているため、具体的な内容については、把握していません。 ・行為の許可の内訳については、以下のとおりです。 <行為の許可（R6年度実績）>（合計：19,279,060円） ①業として写真を撮影すること（84,000円） ②競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため、公園の全部又は一部を独占して使用すること（14,460,340円） ③有料公園施設内に広告物（屋外広告物法第2条1項に規定する屋外広告物に該当するものを除く。）を掲出し、又は表示すること（4,734,720円）
5	募集要項（資料編）	31	6 利用料金収入と管理運営費	支出における企画運営費について人件費、広報費、委託費（委託内容含む）、備品費、消耗品費、賃借料など明細を開示してください。	指定管理者に「企画運営費」の内訳の報告を求めているため、具体的な内容については、把握していません。
6	募集要項（資料編）	31	6 利用料金収入と管理運営費	自主事業における実施事業ごとの収入および支出の内訳を一覧でお示してください。	自主事業については、現指定管理者独自のノウハウに関する事項ですので、公表できません。